

平成 17 年 12 月 21 日
株式会社 名古屋銀行

IC キャッシュカードの導入について

名古屋銀行(頭取 加藤千磨)は、キャッシュカードの盗難および偽造に対する犯罪防止策として、IC キャッシュカードを導入いたしますのでお知らせします。

また、セキュリティ機能をさらに高める手段として、生体認証付き IC キャッシュカードについても導入いたします。

今後もお客さまのキャッシュカードを安全にご利用いただけるよう、さらなるセキュリティ強化策の導入に努めてまいります。

記

1. 概要 従来の磁気ストライプカードに比べてセキュリティが格段に高い IC キャッシュカード、および、生体認証付き IC キャッシュカードを導入します。なお生体認証としては、手のひら静脈認証機能を採用します。
2. 実施時期 平成 18 年秋頃を予定しております
3. 取引科目 普通預金(普通預金(決済用)を含む)・貯蓄預金
4. 対象先 個人・法人(生体認証付き IC キャッシュカードは個人のみ)
5. 種類 IC キャッシュカードと生体認証付き IC キャッシュカード
6. その他
IC カード対応(生体認証機能付)自動機は平成 18 年度中に各店店内 1 台設置します。生体情報は個人情報保護の重要性に鑑み、IC チップ内に格納し当行では保有しません。IC キャッシュカードと生体認証付き IC キャッシュカードは、当行の IC カード対応自動機のみでご利用いただけます。
生体認証付き IC キャッシュカードを IC カード対応自動機でお取引いただく場合、従来の暗証番号に加え、生体認証による本人確認が必要となります。

7. 主な盗難・偽造キャッシュカード不正取引対応状況

取り組み内容	実施・予定時期
A T Mによる暗証番号変更サービス	平成 15 年 8 月実施済
のぞき見防止フィルターの全台への画面装着	平成 16 年 7 月装着完了
A T Mの一日あたりの支払限度額を任意に変更 (窓口) 設定範囲は 1 万円以上 199 万円以内 (1 万円単位)	平成 17 年 3 月実施済
A T Mで出金時の総合口座預金の貸越停止 (窓口)	
A T Mの一日あたりの支払限度額を一律 200 万円に変更 (「現金出金」と「振込支払」合算で 200 万円)	平成 17 年 6 月実施済
A T Mの一日あたりの支払限度額を任意に変更 (自動機)	
A T Mで出金時の総合口座預金の貸越停止 (自動機)	
A T M画面に犯罪防止の注意喚起表示	
レシートのアスタリスク化 (口座番号の一部非表示)	
類推されやすい暗証番号の登録・変更を不可。 (窓口・自動機)	平成 17 年 10 月実施済
キャッシュカード盗難・偽造保険の導入	平成 17 年 11 月実施済
A T Mでの異常取引検知サービスの取扱開始	平成 17 年 12 月実施済
I Cキャッシュカード・生体認証付き I Cキャッシュカードの導入	平成 18 年度秋頃予定

手のひら静脈認証手のひら静脈は、指紋と同様に人によってすべて異なるため、有効な本人手段となります。また、体内にあって識別情報も豊富なことから、きわめて高いセキュリティを確保できます。

手のひら静脈による認証方法により本人以外は利用できない本人確認方法を用い、従来のキャッシュカードに比べてセキュリティ水準を格段に高めます。

以 上